

上下水道局公告第 18 号

入札公告

上田市上下水道局が発注する委託業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月 13 日

上田市長 土 屋 陽 一

1 入札対象業務

業 務 名	農業集落排水施設 運転維持管理業務委託 真田地区
業 務 箇 所	本原地区、上洗馬地区、本原南地区の各集落排水施設
業 務 概 要	各施設の運転維持管理業務
業 務 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札者の資格条件

令和 7・8・9 年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿に登載され、「上下水道施設維持管理」を入札参加希望営業品目として登録している者で、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本社または委任登録された営業所等が上田市内にあること
- (2) 浄化槽法第 10 条第 3 項の登録を受けていること
- (3) 下記で指定する有資格者を配置できること
  - ア 浄化槽技術管理者（501 人槽以上）
  - イ 浄化槽管理士
  - ウ 酸素欠乏危険作業主任者  
（酸素欠乏症等防止規則第 11 条に定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者）
  - エ 小型移動式クレーン運転技能員（講習修了者）
  - オ 玉掛け技能員（玉掛け技能講習修了者）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者

(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

- (6) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり「入札参加資格確認書」を事前に提出し、本委託業務に係る入札参加資格の確認を受けること。

確認書の様式	別紙のとおり
確認書の提出	令和8年2月25日(水)まで
確認書の提出先	上田市上下水道局下水道課維持担当(上田終末処理場2階) 場所: 上田市秋和29番地
その他	確認を受けた「入札参加資格確認書」は、入札時に入札書と一緒に提出してください。提出がない入札書は無効とします。

### 4 入札日程等

仕様書の閲覧	令和8年2月13日(金)から令和8年3月2日(月)まで、上田市ホームページ( <a href="https://www.city.ueda.nagano.jp">https://www.city.ueda.nagano.jp</a> )へ掲載します。
質問書の受付	令和8年2月13日(金)から令和8年2月20日(金)までに財政部契約検査課へ提出(最終日は午後5時まで:FAX可)してください(様式は任意)。
質問への回答	令和8年2月24日(火)までに行い、上田市ホームページで閲覧に供します。
入札書の提出方法	入札書は入札場所に持参してください。 ※初回入札で落札者が決定しない時は引き続き2回目の入札を行います。再度の入札でも落札者が決定しない時は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とします。 ※初回入札に限り、郵送による提出も認めます。郵送の場合は、3月2日(月)午後5時までに契約検査課必着とします。
入札日時・場所	令和8年3月3日(火) 午前10時00分 本庁舎3階301・302会議室

### 5 入札事項等

入札書記載金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された額に、当該金額の
---------	------------------------------

	100分の10に相当する額（以下消費税相当額という）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約を締結するので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を控除した金額を入札書に記載してください。
入札保証金	入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除します（落札者が契約を締結しない場合は納付を要する）。
契約保証金	上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号）第124条の規定による。
落札者の決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
その他	本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降に当該予算の執行が可能となった時に、入札の効力が発生します。

## 6 問い合わせ

入札に関すること（担当：塚田）

上田市財政部契約検査課（上田市役所3階）

TEL 0268-23-5257

FAX 0268-23-5116

仕様に関すること（担当：山川）

上田市上下水道局下水道課維持担当（上田終末処理場2階）

TEL 0268-24-5855

FAX 0268-24-5877